

山梨県公報

第一千五百号

平成二十三年
一月二十四日

月 曜 日

目次

道路の区域変更……………二二

建築基準法に基づく道路位置指定……………二二

公 告

障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定……………二二

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定……………二二

指定施設要件変更予定保安林の所在不分明通知(二件)……………二四

大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更の届出……………二五

大規模小売店舗の名称及び所在地の変更の届出……………二五

農業振興地域の区域の変更……………二六

家畜商講習会の開催……………二六

公共測量の終了……………二六

落札者の決定について……………二七

その他……………二七

漁業法による水産動植物の取扱いの制限……………二七

告 示

山梨県告示第十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十三年二月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一四〇号

三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
山梨市牧丘町倉科字向山七二一三番の四地 先から 山梨市牧丘町倉科字向山七二一四番の二地 先まで	二九・二丁 七四・〇	二三・八丁 七四・〇	(メートル)	二〇・〇

山梨県告示第二十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年一月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定の年月日
平成二十三年一月二十四日
- 二 指定道路の位置
南アルプス市藤田字八丁一九二番七
- 三 指定道路の幅員
最大四・〇メートル 最小四・〇メートル
- 四 指定道路の延長
六七・一四メートル

公 告

● 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定に基づき、次の者を指定障害者支援施設として指定した。

平成二十三年一月二十四日

名称	施設の名称	施設の所在地	サービス内容	主たる対象者
社会福祉法人 友好福祉会	麦の家	甲府市心経寺町四 九〇番一	生活介護	身体障害者（ 肢体不自由者 に限る。）
社会福祉法人 信和会	穴山の里	韮崎市穴山町五一 六四番	生活介護	身体障害者・ 知的障害者
社会福祉法人 三井福祉会	敷島緑陽園	甲斐市牛匂二〇二 七番三	生活介護	知的障害者
社会福祉法人 山梨福祉事業 会	障害者支援施設 宝山寮	都留市大幡五一 八番	生活介護 施設入所支援 自立訓練（生 活訓練）	知的障害者 知的障害者 知的障害者
社会福祉法人 そだち会	そだち園	山梨市牧丘町室伏 一八六一番	生活介護 施設入所支援	知的障害者 知的障害者

● 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定
 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定に基づき、
 次の者を指定障害福祉サービス事業者として指定した。

名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービス内容	主たる対象者
社会福祉法人 不二の里森福 祉会	グループホーム しら系	富士吉田市上暮地 五丁目二番二十四 号	共同生活援助	知的障害者・ 精神障害者
社会福祉法人 深敬園	ラ・ピエーノ	南アルプス市飯野 二〇一八番一	共同生活介護	知的障害者・ 精神障害者
社会福祉法人 蒼溪会	蒼溪会ケール	南アルプス市有野 三三三六番一	就労継続支援 B型	知的障害者・ 精神障害者
社会福祉法人 ありんこ	障害福祉サービ ス事業所ありん こ	富士吉田市大明見 一六九六番	自立訓練（生 活訓練）	知的障害者
社会福祉法人 山の都福祉会	ワークコート大 和	甲州市大和町初鹿 野一六七八番一八	就労移行支援 B型	身体障害者・ 知的障害者
社会福祉法人 忍野村社会福 祉協議会	忍野村指定障害 福祉サービス事 業所	南都留郡忍野村忍 草一四四五番一	就労継続支援 A型	身体障害者・ 知的障害者・ 精神障害者
社会福祉法人	Bread & B	南巨摩郡身延町身	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者・ 知的障害者・ 障害児・精神 障害者
			就労移行支援	身体障害者・ 知的障害者

特定非営利活動法人山梨コアラ	山梨コアラ	上野原市上野原四〇七八番	居宅介護	身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者
株式会社虹の郷	虹の郷甲府	中巨摩郡昭和町西条三七九八番	居宅介護	身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者
有限会社ゆたか	訪問介護ゆたか	中巨摩郡昭和町押越一七〇〇番	居宅介護	身体障害者（肢体不自由・視覚障害を有する者に限る）・知的障害者・精神障害者
特定非営利活動法人めぐみ園	自立支援センターめぐみ園	西八代郡市川三郷町市川大門四七九六番一	就労継続支援B型	身体障害者・知的障害者・精神障害者
特定非営利活動法人障害者地域生活サポート	ケアホーム・オリブ第二（古上条）	甲府市古上条町三九八番一〇	共同生活介護	知的障害者・精神障害者

<p>指定施業要件変更予定保安林の所在不明通知</p> <p>● 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を北杜市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。</p> <p>平成二十三年一月二十四日</p> <p style="text-align: center;">山梨県知事 横 内 正 明</p> <p>指定施業要件変更予定保安林の所在場所</p> <p style="text-align: center;">北杜市明野町小笠原字風越六三三五・六三三七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。） 字桜平六五二〇の一、六五二〇の二、六五二一の二、六五二四の一</p> <p style="text-align: center;">仲澤 一美</p> <p>通知の相手方</p>	<p>一 ト・オリブ</p> <p>指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方</p> <p>通知の相手方</p>
--	--

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字桜平六五二〇の二・六五二一の二・六五二四の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十二年十二月二十七日山梨県告示第三百八十七号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を山梨県民情報センターに掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十三年一月二十四日

- 一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方
山梨県知事 横内正明

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
山梨県市山町武田字南反保四四五の五	石原利介

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 主伐は択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び山梨県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十二年十二月二十七日山梨県告示第三百八十六号

● 大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十三年五月二十四日まで縦覧に供する。

平成二十三年一月二十四日

山梨県知事 横内正明

一 届出者の氏名又は名称及び住所

1 氏名又は名称 株式会社旅日記 代表取締役 志村忠良

2 住所 山梨県笛吹市石和町四日市場千六百七十九番地

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 スーパーセンタートライアル甲府昭和店

(二) 所在地 山梨県中巨摩郡昭和町西条千二百二十五番地外

2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
駐輪場の位置	届出の図面のとおり	届出の図面のとおり
荷さばき施設の位置	届出の図面のとおり	届出の図面のとおり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前六時から午後十時まで	二十四時間

3 変更の年月日

(一) 荷さばき施設（No.1）において荷さばきを行うことができる時間帯

平成二十三年二月二十日

(二) 駐輪場の位置、荷さばき施設の位置及び荷さばき施設（No.2）において荷さばきを行うことができる時間帯

平成二十三年八月二十日

三 届出年月日

平成二十二年十二月九日

● 大規模小売店舗の名称及び所在地の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十三年五月二十四日まで縦覧に供する。

平成二十三年一月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 届出者の氏名又は名称及び住所

1 氏名又は名称 株式会社アルペン 代表取締役 水野泰三

2 住所 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目九番四十号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(-) 名称 スポーツデポ甲府昭和インター店

(二) 所在地 山梨県甲府市徳行五丁目十二番三十号

2 変更した事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	(仮称) スポーツデポ甲府昭和インター店	スポーツデポ甲府昭和インター店
大規模小売店舗の所在地	山梨県甲府市徳行五丁目千七百三十八 一外及び山梨県甲斐市富竹新田字郷河原千九百二十七外	山梨県甲府市徳行五丁目十二番三十号

3 変更の年月日

平成二十二年十二月二日

三 届出年月日

平成二十二年十二月十七日

● 農業振興地域の区域の変更

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定により、次のとおり農業振興地域の区域を変更する。

平成二十三年一月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 変更に係る農業振興地域名

富士川農業振興地域及び富士河口湖・鳴沢農業振興地域

二 変更に係る区域

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を山梨県農政部農村振興課及び各農務事務所に備

え置いて縦覧に供する。)

● 家畜商講習会の開催

家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)第四条の二第一項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成二十三年一月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開催の日時及び場所

1 日時

平成二十三年二月二十三日(水)及び同月二十四日(木) 午前八時四十五分

から午後五時十五分まで

2 場所

甲府市丸の内一丁目九番十一号 県民会館四〇一会議室

二 講習の内容

1 家畜の取引に関する法令 四時間

2 家畜の疾病、悪癖及び機能障害 六時間

3 家畜の品種及び特徴 四時間

三 受講手続

受講希望者は、講習手数料三千五百二十円に相当する額面の山梨県収入証紙及び写真(受講前六月以内に撮影した正面、無帽、上半身像のもの)一枚を貼り付けた家畜商講習会受講申請書を、平成二十三年二月十日(木)までに山梨県農政部畜産課に提出すること。ただし、家畜商法施行令(昭和二十八年政令第二百五十二号)第一条の

四第一項ただし書の規定による講習の免除を受けようとする者は、獣医師免許証又は

家畜人工授精師免許証の写しを併せて提出すること。

四 その他

1 講習会用テキストが必要な者は、申請時に申し込むこと。テキストは、講習会の

当日に、会場で実費配布する。

2 詳細については、山梨県農政部畜産課(電話〇五五 二三三七 一一一 内線五二

五七番)に問い合わせること。

● 公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

第二項の規定により、平成二十三年一月七日付けで笛吹市長から次のとおり公共測量を

終了した旨の通知があった。

平成二十三年一月二十四日

山梨県知事 横内正明

- 一 作業種類 公共測量（土地区画整理）
- 二 作業期間 平成二十二年六月一日から平成二十二年十二月二十八日まで
- 三 作業地域 笛吹市松本地域

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十三年一月二十四日

山梨県知事 横内正明

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
融雪剤散布機 八台
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県出納局管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日
平成二十三年一月六日
- 四 落札者の氏名及び住所
株式会社キムラ 山梨県甲府市国母五丁目十番十七号
- 五 落札金額
四千六百万七千六百円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日
平成二十二年十二月六日

その他

山梨県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第百三十条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり制限する。

平成二十三年一月二十四日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 平山公明

一 指示内容

わかさぎおよびその卵を採捕してはならない。ただし、公的研究機関が試験研究の用に供するため及び河口湖漁業協同組合が河口湖のわかさぎ資源増殖のために採捕する場合は、この限りではない。

二 指示の区域

南都留郡富士河口湖町の奥川全域及び奥川との合流点から湖岸線までの河口湖の水面

三 指示の期間

平成二十三年一月二十四日から平成二十三年四月三十日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番